

平成23年 9 月 7 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
15番 三 浦 義 美
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

12番 三 宮 十五郎

13番 渡 邊 昶

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
教 育 部 長 山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義
財 政 課 長
開 発 部 次 長 兼 服 部 保 巳
商 工 観 光 課 長
教 育 部 次 長 兼 服 部 忠 昭
学 校 教 育 課 長
秘 書 企 画 課 長 山 口 精 宏
税 務 課 長 伊 藤 好 彦
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
環 境 課 長 伊 藤 邦 夫
介 護 高 齢 課 長 兼 松 川 保 博
いこいの里所長

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 村 瀬 美 樹
総 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 渡 辺 安 彦
健 康 推 進 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
監 査 委 員 長 服 部 正 治
事 務 局 長
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸
収 納 課 長 服 部 誠
保 険 年 金 課 長 越 川 博 文
福 祉 課 長 前 野 幸 代
総 合 福 祉 セ ン タ ー 佐 野 隆
所 長

十四山総合 福祉センター所長	伊藤 政 洋	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘
農 政 課 長	青 木 和 巳	都市計画課長	竹 川 彰
下 水 道 課 長	橋 村 正 則	生涯学習課長	八 木 春 美
十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若 山 孝 司	書	記	横 山 和 久
--------	---------	---	---	---------

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
-------	------------

日程第 2	一般質問
-------	------

~~~~~。~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~。~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~。~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原議員、お願いします。

- 18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

服部彰文市長は、ことし4月まで、市民税で各団体あるいは自治区の団体に金一封を持っていき、そして料理やお酒の接待を受けていますが、県内では市や町は、もう町長や市長は全部取りやめたということを聞いております。また、市長が料理やお酒の出る場所に出ること自体をもうやめるべきだということも聞いております。自治区、また土地改良区、農業委員会、福寿会、こういうところで、市長というのはどちらかというと、市民の方はちょっとまだ御存じないかもわかりませんが、市長は特別職ですね。特別職というのは24時間体制をすることが特別職なの。だから、職員だと40年、30年勤めて40万とか30万いただくんですけども、市長の場合は当選したその月からもう80万とか90万をいただくわけだから、これが特別職ということなんだ。そういうものをきちっとしないと。

それから、ことしの場合だと三陸、あるいはおとといの台風12号、こういうので亡くなられた方が多く見える。100名以上だということもきょう出ております。そして、那智勝浦町の町長なんかは、いわゆる災害本部長としてやってあって、自分の妻あるいは子供さんまで亡くすと、そのくらいの町民を守るということでやられておるわけ。特別職というのは、市民の生命・財産を守ることが特別職であります。こういうのを含めてね。

それから、市長が当選されたときは、ここに書いてありますけれども、これは中日新聞、19年2月5日、市民ホールで、市民税を一円も無駄に使わないということを言われておるわけね。それから、各団体とも距離を置くというふうですけども、それから給料にしても、この間佐藤議員が、先回だったかな、一般質問をやられたときには、給料を今の20%カットする必要はないということと言われておりましたけれども、市民の中ではまだ市長は20%カ

ットしてみえると、まだほとんどの方がそう思ってみえるわけね。だから、そういうのを市長が、私は一円も無駄に使わないと、それからいろんな団体とも距離を置くということは、何度も申し上げて一般質問をさせていただきました。

先回には、名港管理組合の旅行へ行かれて、これについても説明があった。そのときにはファーストクラスに乗っていかれて、名港管理組合とか名港管理組合に参加してみえる市町村長に聞くと、今まで飛行機もエコノミーの方に乗っていったということで、今までないと。村瀬君は、この間そういうことが正しいと言うんだ。私、村瀬君は、ちょっと言うと、個人的ですけども、あなたが言っていることはなかなか信用できんわけなんだ。川瀬輝夫市長のときには、当時は町長でしたけれども、町長のときにオランダへ行ったときには、佐藤議員から尋ねられたときは確実に話してみえたわけ。今回私が言ったときには、ほとんどぶれて話している。

私、名古屋市にも聞きました。名古屋市は、海外研修に行くときは130万というふうになに規定が決まっておるんですね。そして、名古屋市の場合は人口が約240万人ぐらいある。弥富の場合は4万3,000近く。それこそ50倍近いような人数の差があるわけね。そういうのを含めると、市長が言ったことを守らずにおいたり、うそを言う人はアウトローに近いと私は個人的に思う。市長は市民の代表ですから、市民の代表のように言ったことをきちっと守っていただくことが、市民の安心とか安全、あるいは生命・財産を守っていただける服部彰文市長だというふうに思っていますが、この点についてまず質問をさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員の御質問にお答えを申し上げます。

質問の項目が多岐にわたっておりますので、少し答弁がしづらい点がございますけれども、御容赦いただきたいと思います。

最初におっしゃいました、自治会団体のいわゆる総会等における公費を使つての出席ということでございます。その点につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

私の行政運営の基本は、何回も繰り返し繰り返し議会議員の皆様にも訴えさせていただいておりますし、話を聞いていただいているところではございますけれども、いわゆる市民と協働のまちづくりをしっかりと進めていくという状況であります。そういった意味におきまして、自治会の総会であるとか団体の総会、あるいは役員会に出席をさせていただくのは、広く市民の皆様の御意見におけるまちづくりに対する思い、あるいは考え方、それぞれの団体の活動方針、そういったことを私はしっかりと意見として、あるいは要望としてお聞きする機会であろうというふうに思っているところでございます。市民の皆さんが行政とお互いに情報を交換し合う大事な場所であると思っております。今後も自治会あるいは団体から御

案内をいただければ、都合のつく限り出席をさせていただき、そして広く情報交換をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そのところにおける公費の支出でございますけれども、公費の支出につきましては、毎年毎年当初予算の中で、市の交際費として、その年度の当初予算として議会の御承認をいただいております。大原議員も議会の議長を経験されておられるわけでございます。そうした中においては、議長の交際費ということについても予算化がされておるというふうに思っておるところでございます。

また、自治会団体への総会に対する公費の支出でございますけれども、この金額につきましては、社会的儀礼の範囲ということで支出をさせていただいております。しかしながら、議員も先ほどおっしゃったように、この4月1日から私どもとしては行財政改革の一環として、弥富市の慶弔費支出基準というものを大きく見直しをさせていただきました。今後におきましては、市全体を対象とした組織、団体、あるいは各学区単位が主催する総会等に対してのみ支出をさせていただこうというふうに思っておるところであります。また、市の交際費につきましても、大幅に削減をさせていただいたところでございます。

また、大原議員は、先ほどいわゆる災害時等の対応についてというお話をさせていただきました。全くそういったことにつきましては、大原議員と考えを一緒にするところでございます。市民の皆様の安全を確保するということは、私たち行政に携わる者の最大の使命であるというふうに思っております。東日本大震災の教訓等を生かし、これからは市民の安心・安全ということに対して、より一層努めていきたいと思っております。あれ以降、私自身も自己管理ということに自分なりに努め、そういった会合の席へは少し自粛をさせていただいております。そうした中における市民の皆様等の御理解もいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、危機管理体制につきましては、職員一丸となって実施するという体制をとっているわけでございますが、具体的にその危機管理体制における弥富市の対応について総務部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） それでは、大原議員の御質問の災害対策本部についての本市の職員の考え方でございますが、私ども災害時の職員の行動マニュアルというこの冊子を全職員に配っております。その中におきまして、災害への対応につきましては、議員御指摘のとおり、市長が本部長となり指揮をとるものでございます。ただし、市長が不在、出張中等ございます。また、市長本人も災害をこうむった場合、これは東日本大震災でもございましたが、そういった場合におきましては、本部長の順位といたしまして、代理として第1順位として副市長、第2順位として教育長、第3順位として私、総務部長ということになって、その都

度３段階において対応するようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） 市長、あなたは市長に平成19年１月21日に当選されましたね。そのときに言われたことは、先ほども言ったように、市民参加で初め３ヵ月か半年ぐらいいろんなところへ行って、料理もないところで市政報告をやられておったわけなんですね。そして、一部の自治会、福寿会、そういう団体について市長は、予算を組んでいただいたからということでされると。市長は、この間議運で宗教と政治とは分離だということを言われましたけれども、ここには供養と書いてあるわけよ。これずうっと全部書いてある。皆さん、見てください。これ仏教、仏さんにお供えするようなことは予算にはついていないはずですね。何だったらみんなコピーがあります。ここに仏教法要者というふうに書いてあります。そこでは市長から金一封をいただきましたというふうで、私もその席にいましたから聞いております。そういう予算を組んであるからと。

この間のときでもそうです。海外でも予算を組んであるからいいんだということで、そうしたら海外へ行ったときのお酒代は市長はどのくらい出されたかなあということを聞かないかんわね。予算の中で全部お酒を飲んでしまったという話なのか、海外へ行けば議員でもそうですけれども、研修に行けばバスの借り上げとか、あるいは鉄道、宿舍の借り上げ、あとの残りの分、宴会とかそういうのについては実費払いになっております。だから、議員がきちっと守っておるのに、市長はもっと守らないかんわね。こういうことが今の予算で認められておるのか、総務部長、あなたに聞きます。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘のお供えとかそういうものにつきまして、ことしの４月１日に改正をさせていただいたところでございますが、お供えにつきましては、今回の交際費につきましても、市全体を対象として組織する団体が主催をする法要、また学区単位の団体が主催する法要につきましては、お供えとして支出基準を設けてございます。ただ、政教分離というお話もございましたが、その考え方としましては、特定の宗教団体や宗教組織を支援するような場合に公金を支出する場合は違法になる可能性がございますが、これらについても、法的にはお供えについては問題がないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し補足をさせていただきますけれども、大原議員がおっしゃる、いわゆる団体等がお寺のところの会場でもって私がお邪魔するときの公費の支出の件をお尋ねでございますけれども、御承知のように、憲法第20条は信教の自由と政教分離が訴えられております。いかなるものも信教の自由というものを侵してはならないということでございま

す。また、憲法89条には公の財産の支出ということになっております。そういうところに対して公の財産を支出するということはいけませんよということでございます。私がお邪魔しているのは、神社あるいはお寺の祭礼であるとか神事に出席をしているものではございません。そこの中の会場をお借りになった福寿会という団体、あるいはその他の団体がそういう形で主催をされる会場に対して私はお邪魔をしているものでございます。そうした状況における総会費という形でのお祝いの支出については、基本的には問題ないというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長、うそを言っちゃいかんと思うんだ。総会に行って、福寿会総会の中には祈願祭あるいは長寿祈願祭やら、亡くなった方の供養をするということで、そういう通知が出ておるわけなんだ。そうしたら、数珠を持ってきてあなたは拝んでいるがね。数珠を持って拝まなかったら別に私は何ともないと思うんだね。なぜ総会に数珠を持ってくるんですかということ。この辺がちょっと間違っておるんじゃないかなあと思うんだ。総会、例えば土地改良へ数珠を持っていくということはまずないと思うんだ。そういうちょうらかしというか、うそを言っちゃいかん。私は目の前で見ていますから、これ何回でも。ずっとこれ平成19年から約4年半ですから、ことしが一番最終ですから、最終は自治区の役員会ということで、4月10日曜日となっております。これは間違いのないと思いますけれども、東公民館でありましたけれども、仏故者法要というふうに出ておるわけね。だから、総会に行ったから金一封を持っていったって関係ないと、憲法69条には違反をしていないよというのとはちょっと違うんじゃないかなあと思うけれども、そういう担当は総務部長だから、総務部長がちゃんとやってください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） お答え申し上げます。

御指摘の、仏故者法要で数珠を持って市長がお参りをしておるというようなことにつきましては、政教分離の禁止事項には当たりません。これについては宗教の自由といえますが、そういう拝むことについては、社会通念上、一般的な範疇に入るものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 一般的って、市の皆さん方の税金、いわゆる市の税金というのは公金なんですね。公金を持って行って接待を受けておる。食事をいただいております。お供えというのは、物を持っていったときにお供え。金一封を持って行ってごちそうになっておるわけだ。その違いが私はあると思うんだね。

だから、ただ私が言いたいのは、市長が4年半もなってきたんだから、一番問題は、市民

税を一円も無駄に使わないということとか、各団体と距離を置くということを言われておるから、こういうことを皆さんが新聞で、先ほど言ったように、平成19年2月5日には東海3県の方はほとんど新聞を読んでいるわけね。そうすると、弥富の市長はこれだけ立派な人かということで、みんな評価したと思います、当時はね。だけど、今そういうふうでないというなら、前にも一般質問で言いましたけれども、取り消していただいて、私は市民税を一円も無駄に使わないということは取りやめますと、各団体とも距離を置くということもやめますと、給料も20%カットはもうやめましたということを新聞に書いて公開する。公開というのはあるわけでしょう。

だから、公開をきちっとしないと、市民の中ではまだ私と同じような考え方を持ってみえる人がようけ見えるわけね。大原さん、一遍一般質問でもよく聞いて、そして本当に無駄遣いをしておるのかということと、共産党の方が、保育所の値上げについてよくいろんな家庭に出してあります。そういう中で、大原さん、何でこんな保育所のあれが上がるんだということもありました。市長がもっときちっとやれば、こんなことを上げるというときには、市民がみんないいと思ったら上げる、市からじゃなくても。今度は4,300万足らんで上げたいという話ですけども、4,300万って、この間学校のときは10億の金が安くなったわけね。そうすると、20年近く保育料は上げなくても大丈夫だというふうに計算をするわけです。だから、市長が言ったことを守らないでは、市民がこれから税金を払うにしても、こういう世の中だからだんだん滞納ができて、市からの催促に応じない方も出てくるかもわかりません。

そして、この間の80歳以上の尾張温泉では、高齢者が約1万人近く見えるという話もほかの方から聞きました。そして、80歳以上は2,700人近く見えるということも聞きました。今までの一般質問では、災害対策やら防災対策、それから市民の安全・安心とかいう話が一般質問に出ていました。きょうも新聞に出ております。名古屋市なんかでも、これきょうの新聞を読みました。高齢者の住宅をつくって、そして名古屋市では約7万人おります。7万人の方を、今の河村たかし市長は市民に優しい市長なんです。

改革は、私は28年議員をさせていただいた中で、服部彰文さんになったら初めのときはちょっとよかったかなあと思ったら、川瀬輝夫市長よりももっと今の改革がおくれているんじゃないかなというふうに私は思っている。また、市民の方も私と同じようなことを思っていると思いますが、改革というのはどういうことをしたら改革になるのか。市長は、特別職というのは何と何をしたことが特別職の役目なのか、一遍聞きたい。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 大原議員にさまざまなことについてお聞きするわけでございますが、議員の御意見として承っておきたいというふうに思っております。常にそういうことがある

わけでございますけれども、通告外の質問が非常に多いものですから、私としても困惑するところもございます。そうした中で、弥富市のこれからの将来に対して、私はしっかりとかじ取りをしていかなきゃならないわけでございます。そういった意味におきましては、先ほど来からもお話をさせていただいておるけれども、やはり議会議員の皆様の御協力なしでは、この弥富市の将来に対しても貢献していくことができないわけでございますので、いずれにいたしましても、議会議員の皆様の御協力、そして御尽力をいただきながら市の発展に尽くしていきたいと思っております。

特別職としては、市民の安心・安全も含めて、将来に対する私どもの市の発展ということが一番大きな職務であろうというふうに思っております。

る御質問の内容がございますけれども、そんなような形でお答えさせていただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） もう一つつけ加えておきますけれども、地域の、平島町なんかだと7人ぐらいの市の職員が見えます。これには、参与として市民の自治会の中でいろんなことを相談していただいたり、あるいはお話をしていただいたりして、まちづくりをどうするんだということをしていただいております。これは、地元の自治区については、中には議員もおりますけれども、私もそうですけれども、地元では顧問をやったりさせていただいて、そしてまちづくりと市の報告、事業はどうなっておるんだとか、あるいは市長はどうだとか、職員はどうだとかという話を、市長には直接話すことはできないけれども、議員だったらええだろうと話していただきます。その意見を聞きながら、私どもは市の財政を審査させていただくものであって、調査をしておるわけではありません。だから、きちっとしたものをやっていたかかないと、なかなかかみ合わないということも出てきます。こういうふうに高齢者が多い中ですから、この新聞も市長も一遍読んでいただくとわかるけれども、高齢者が多いということになれば、当然市民の安心・安全ということも考えながら、愛知県の中では弥富市と、今、日進市になりましたけれども、あそことが県営住宅や市営住宅がないというふうに聞いております。弥富市も35番目になった新しい新生の市だから、高齢者が1万人もおれば、寝たきりの人もあれば、あるいは生活保護をいただいております人もおる。生活のえらい人もおる。こういう方が安心して住めるようなまちづくりをしていただくための服部彰文市長だと私は思っておりますが、実際にこういうことを何度も言わなきゃいかんのでは、やっぱりいかんと思います。

市長、もう一つ、土地改良区。

19年1月14日日曜日、市長選の告示がありました。そのときは市長がいろんなところで、土地改良はもう廃止しないかん、これからは農業は負担金が多くてだめだということを行

れました。私も聞いております。当時、相手の川瀬市長は、いや、土地改良は大事だから置かなきゃいかんよという話であって、片方はもうなくさないかんという話でありましたが、実際農業の負担金、それから排水機の負担金。きのう佐藤博君もやられましたけれども、芝井の土地改良区の金額ですね。農業をやっておってこれだけの、ここは1ヵ所ですけど、いろんなところがありますから、ここは3万720円払うわけですけども、そうすると田んぼだけで3万700円というのが絶対上がらない。そういうものであって、市長もきのうの発言では20%カットをするということを言われましたけれども、実際、土地改良なんかでも料理を食べたり、あるいは私も議長をやっておりましたから、海部土地、それから土地改良区、そういうところも招待されました。ごちそうがあって、お土産までありました。こういうのをなくせば、20%のカットだって50%ぐらいのカットは十分できると思う。あとは会合だけやればいいわけなんですね。市の600万を土地改良の方に出しておって、そこで飲み食いをされておったら、百姓屋さんはこれからは、私も農業委員をこの間までやらせていただいたけれど、ほとんど農業者が、機械銀行に預けてもらわな、もうとてもじゃない草むしりもできんと、そのくらい農業者というのが今は気の毒になっております。

こういうのを含めて、改革はやっぱり改善をしながらしていくことが大事だと思うけれども、市長の考え方は少し私に比べるとおくれておるんじゃないかなあと思いますが、市長は無投票でなられて半年近くなりますから、これからのあと3年半の市長の職をどのようにされていかれるのか。こういうのはもう廃止して、そして各団体からの招待があっても、酒の席についてはもう一切参加しないと。ごあいさつだけをして、そして退席するというふうにすることによって、市民は、向こうへ行って、ごちそうをいただいてということ数を多く私も聞きます。聞くと、私が直接市長に言いなさいと、職員に言いなさいと言うと、困るからと。困るって、私に言ったっていかんがやと。私に言うたら、私はみんな名前を言うよと言ったら、いや、大原さんは名前を、人のことを言わないから大丈夫だといって、市長に直接言ってくれという話だ。だから、市長からこれからの考え方をひとつ抱負をいただいて、一般質問を取りやめさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと御質問をいただくわけでございますけれども、土地改良区につきましては、その団体と、当初の段階におきまして発言した内容としては私もしっかり覚えております。一定の距離を置くというお話をさせていただきました。しかし、廃止をするというようなことについては、いつ、どこで、どのような形で私が話をしたのか、そんなことは一切ございません。もしありましたら、後日でも結構ですので教えていただければというふうに思っているところでございます。

土地改良の問題につきましては、3月議会、6月議会を中心に、佐藤博議員から種々お話

を伺っているところでございます。私も、農家の方が大変厳しい状況にある中で、経常賦課金の問題、あるいは転用決済金の問題等々、多くの問題があるかと思っております。そういう状況の中で、ことしの4月から、排水賦課金については20%市の方で負担をしていこうという形で改善をしているところでございます。

また、3土地改良区、あるいは孫宝排水土地改良区があるわけでございますけれども、これにつきましては、さらなる合理化を進めていかなきゃならないという中で、合併ということを前提とした、いわゆる協議会を立ち上げていきたいというふうに思っております。その案内を各土地改良区に出させていただきます。これから具体的に、それぞれの代表者と我々行政が土地改良のあり方についてしっかりと議論をし、協議をしていこうと思っておりますので、一定の期間、また議員の方からもいろんな形で御理解をいただきながら、アドバイスもいただきたいと思います。大原議員と考え方の誤差、あるいは活動におけるおくれがあるかもしれませんけれども、そういったところにつきましては、まだまだ私も5年目でございます。大ベテランの大原議員とは相当の格差があるかと思っております。そういった意味では、今後とも御協力あるいは御尽力いただきながら、我々行政の推進に際してお力添えをいただければというふうに思っております。

そして、これからの各自治会への参加の問題につきましては、最初に話をしましたように、市民との協働のまちづくりをしっかりと進めていかなければならない。それぞれの自治会が持ってみえる意見、考え、要望、そして活動方針、そういうものをしっかりと理解することは、私が行政を進める上において大変重要なことだろうと思っております。しかしながら、この4月からは公費に対する支出は各自治会にはいたしません。そういう形での行財政改革、あるいは慶弔規定の見直しということを図っているところでございます。会合には参加させていただき、いろんな形でお話し合いをさせていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 参加はいいけれども、ただ私が言うのは災害ね。これから30年以内に地震が来るという話も聞いております。テレビで見ると、この間なんか今月の26日に来るとかいう話もテレビでやっておりました。これは、地球の曲がりによってこれが当たると、そこに地震がいるというような話をしてみえましたが、これはどういうふうになるかわかりませんが、特別職というのを市長が忘れないようにして、時間内は公務ということもあるし、だからそういう点について、私なんかでもそうです。自分でLPガスをやっておりますけれども、こういうところなんかは24時間体制でやらなきゃいかんということで経済産業省から言われておるわけね。それに違反すると、免許証として点数がどんどん減っていくと免許証が取り上げられちゃう。このくらい厳しくやって、市民の財産や生命を

守るためにそういうのが義務づけられておるわけ。

市長の場合でも、私は市長が前に出られたときに言いました。市長は若いから、3期、4期やっていただいて、弥富市を築いて、そして弥富市が、本当にここに住んでよかったというふうにやってくださいよとお願いしておきました。そういうのを含めて、これから市長は初心に戻った体制で弥富市の市民の皆さんに、私も市長を応援しますから、ちゃんとそれなりにいろんなものがあれば応援をさせていただいて、そして弥富市が仲よくなるように、そういうまちをつくるために、冗談でこれを言っておるわけじゃありません。やっぱり悪いのは悪い、いいのはいいと言わないと、市民から一票をおかりして私らは議員をさせていただいておるわけ。自分からやりたいといったって、票をかしていただければ当選できません。こういうことがありますので、その一票を大事にしながら、市長、職員の皆さんとともに安心できるまちづくりをしたいので、また市長には御指導いただきながら、そしてまた議員の方にも御指導いただきながら私も一生懸命頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げて一般質問をやめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして1点質問させていただきます。

私は、住宅リフォーム助成制度の創設をということで質問させていただきます。昨年の12月議会、それからことしの3月議会でも取り上げ、先進地の事例もいろいろと紹介をさせていただきました。今回、重ねて制度の創設を提案いたします。

今、全国の多くの自治体で、地場・中小零細企業の仕事づくりや地域おこしの制度として、住宅リフォーム助成制度が注目を集めております。繰り返しになりますが、この制度は、住民が地元建築業者等に依頼をして住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することにより、住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用の改善に寄与しようとするものであります。この住宅リフォーム助成制度を実施する自治体は毎年大幅に増加をいたしまして、昨年私が一般質問をいたしましたときのデータ、平成22年10月末時点では全国で175の自治体で実施がされておりましたが、それが、それぞれの地域の中小業者の自治体に対する熱心な働きかけなどもあり、ことしの4月1日現在ではその2倍近くの330自治体まで広がっております。このように、制度創設に向けた全国的な大きな流れができつつあるところであります。

例えばお隣の岐阜県では八つの自治体、養老町、恵那市、美濃加茂市、郡上市、可児市、羽島市、飛騨市、下呂市、この八つの自治体の実施をしております。この愛知県でも、昨年の蒲郡市に続きまして、今年度、設楽町と江南市がこの制度を実施しております。両自治体とも今年度1年だけの制度としてスタートをいたしましたが、いずれの市町でも住民の要望にも合致をしまして大変に好評であり、地元建築業者、関連業者の仕事確保、地域経済の活

性化に大きく貢献をしているとも聞いております。

とりわけ先ほど申し上げました江南市の例を紹介いたしますと、江南市のリフォーム助成制度は、市内の業者を利用してリフォームなどを行う場合、工事費の20%、上限が20万円を補助するものであります。対象工事は、住宅の修繕、壁紙の張りかえ、浴室・トイレの改修工事、ドアや建具の交換などと幅広いのが特徴であります。江南市の場合、実施期間は来年2月末までとしておりましたが、受け付けの開始とともに申し込みが殺到いたしまして、初日の朝7時30分には行列ができ、初日だけで80件の申し込みがあり、わずか1週間で予算総額の2,000万円に達し、締め切られる事態になったと聞いております。申込件数は133件で、工事額の合計は1億3,900万円となっております。初日に申し込みをしたSさんは、反響の大きさにびっくりしています。いい制度だけに、予算をもっとふやすことが必要だと話しています。

住宅リフォーム助成制度につきまして、この意義について要点を述べさせていただきます。

まず第1に、住宅の新築需要は低迷をしておりますが、小規模な修繕、リフォームについては、一般住民の中になりに多くの潜在的需要があるということでもあります。制度ができることがきっかけで、少額でも公の助成があるならばこの機会にリフォームをという人が多いこと、経済活性化への呼び水の力を発揮することであると考えます。

また二つ目には、少ない出費で大きな経済効果を生み出すことであります。先ほどの江南市の例でも、市の予算2,000万円の助成額で、直接の工事費の総額は1億3,900万円となっております。また、愛知県で昨年初めてこの制度を始めました蒲郡市では、昨年10月の補正予算で2,000万円を計上しました。蒲郡市の場合は、市内の業者に発注で工事費の1割、これも限度額20万円が助成されるという内容であります。ここでも市民の応募が殺到いたしまして、1回目の予算2,000万円が昨年11月には底をつき、ことし2月に2回目の補正でさらに5,000万円を計上しましたが、これもことしの6月にすべて使い切り、締め切ったという話であります。この間、トータルで、平成22年10月1日から23年ことしの6月10日までで全体工事の件数は737件、工事費の総額は9億9,700万円、実に助成金の14.4倍の事業規模となっております。このように、少ない投資でこれだけのお金が地元で動くことになってまいります。

全国各地でこの制度によるリフォーム工事を受けた大工さんや業者さんの多くからは、住宅リフォームは商品の購買連鎖が続きます。壁紙を新調すれば新しいカーテンや照明器具を買うお客さんはたくさんいます。ついでに別の場所も直そうというケースがかなりありますということが言われておりますように、波及効果が極めて広範囲にわたってまいります。従来、公的な助成制度で耐震補強やバリアフリーが行われてまいりましたが、当然それ自身は多くの人々の暮らしの願いであります。年金暮らしになって、少しリフォームして高齢者用

に改造したいとか、子供の部屋をつくりたいとか、さまざまな要求が潜在的にあります。先ほど述べましたが、不況のため高額な丸ごとの新築の数は減っていますが、住宅リフォームはふえています。多少でも住みよくしたいという要求が強いのでありますが、もう少しお金がたまってから様子を見てなどと二の足を踏んでいる人が多いです。そこで、助成制度があると助かるという声になります。助成制度ができると、この際改築しよう、もう少し新たに広げよう、この際思い切ってあそこもここもとなり、需要が大きく広がってまいります。長引く景気低迷の中、少額の投資で地域の仕事おこしの起爆剤的な役割を果たすこの住宅リフォーム助成制度をぜひ実現していただきたいと思います。先ほどの江南市の建築関連の業者の皆さんも、市の助成制度は平成23年度1年となっているが、こんなにいい制度であれば予算をもっとふやしてほしい、制度の延長を考えてほしいと市に対して要望をしておりますが、我が弥富市でも2年、3年と時限的な制度としてスタートすることから始めてみれば、必ずやその経済効果が明らかになるのではないかと考えます。とにかく始めてみて実施状況を見ていくことも可能かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、杉浦議員にお答えします。

先ほどは愛知県の事例としまして蒲都市、あるいは江南市の例を挙げて住宅リフォーム制度のことをお話ししていただきました。昨年の12月議会、ことしの3月議会でも答弁しましたように、国、愛知県、周辺市町村の動向を見きわめた上で検討するというにしておりますので、現段階において弥富市で住宅リフォーム助成制度を創設するということは、今の時点では考えておりません。

弥富市としましては、議会でも申し上げましたように、平成15年度より木造住宅耐震改修補助の制度を実施しております。補助額は60万円となっております。国は、平成22年度、国の緊急支援事業としまして、補正予算対応で一律30万円の上乗せ補助の予算措置を行い、市もことしの3月議会で補正対応の措置を行っております。平成23年度事業で一律30万円を上乗せし、合計90万円の補助金を改修事業者に支出することとしました。平成23年度は、改修費補助金を今までに比べ30万円増額したことにより、申し込みが当初予定戸数より多くなり、追加戸数分については、愛知県が補正対応としまして、6月議会において補助額を90万円に増額し、必要戸数およそ3,000戸ですけれども、それを予算措置を行いました。これを受けまして、弥富市も追加戸数分の事業費の補正を、6月議会において必要な予算を確保いたしました。愛知県からは、木造住宅耐震改修補助について、今回申し込みが増加したことを受け、平成24年度の補助制度の見直しを今後検討するとの話を聞いております。3月11日に発生しました東日本大震災以降、市民の関心は、この地方において発生する確率が高いとされる東海・東南海・南海地震に対する不安ではないでしょうか。弥富市としましては、市民み

ずからが対応できる対策としての木造住宅耐震改修補助の推進を今後も図っていくことで、市民の安心・安全の確保をより一層確実なものにしていけると思っております。今後も、この制度に対する愛知県の対応、あるいは周辺市町村の対応を注視しながら事業の継続を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、課長の方からお話がありましたように、木造住宅の耐震補強につきましては、従来の60万円から90万円に増額されたということで、それはそれで積極的にやっていただきたいと思います。

今お話の中で、この住宅リフォームについては、課長のお話では周辺自治体、県の動向を見ながらというお話であります。私が前回、それから2回ほどお話ししましたが、単なる耐震補強、単なるというはおかしいですけれども、耐震補強という限られた目的ではなくて、この住宅リフォームというのが、当然耐震も重要でありますけれども、地域の活性化ということに主な目的がある。景気の低迷の中で住宅の着工件数も、1990年代の終わりごろには新築戸数が年間170万とかあったのが、2008年の数字ですと100万件ということで、リーマンショックなどがありまして非常に落ち込んでいると。その後も、やはりなかなか新築の建築戸数がふえてこない。そうなりますと、当然それに関連する業者が非常に仕事がなくて困っちゃうという状況がずうっと続いているわけであります。

耐震補強は本当に大事なんですけれども、私があえて申し上げますように、住民の住環境の整備ができて、その上になおかつそういった地域の経済の活性化につながるという意味では、非常にこの住宅リフォーム助成制度というのはいろんな意義があると思います。これは実際他の自治体の話なんですけれども、この制度を利用した住民から、台所の水漏れだけを修理しようと考えておりましたが、助成があるんだったらということで廊下の板張りも変えました。大変気持ちがいいですと、そういう声もたくさん寄せられております。また、今申し上げました蒲郡市の例でも、主な工事内容はいろいろあるんですけれども、例えば外壁の塗装とか台所の改修、浴室の改装などあります。

蒲郡市の場合ですけれども、昨年の10月からことしの6月までの合計で737件の助成が実施されました。工事規模は、その737件のうち10万円以上50万円未満というのが229件、約31%です。それから、その上の50万円から100万円というのが217件、29.4%です。それから、100万円から200万円が23.7%ということで、これだけで9割近いんですけれども、本当に身近な問題でこういうところを解決したいと、リフォームしたいということでやっておるんですけれども、当然受ける業者も、地元の小さな業者の方がたくさん受けているということです。例えば蒲郡の方のお話を聞いたんですけれども、この737件のうち畳の張りかえというのが42件ありました。この畳屋さんの話ですと、ここ数年ずうっと細かい仕事しかなかった

と。ところが、この制度ができたおかげで久しぶりにまとまった仕事 came ました。本当に久しぶりですと、こういう話がありました。このように制度を利用した人も当然喜んでおりますし、地元の業者の方も、公共工事には入れない、元請になれないような小さな業者さんも仕事が回ってくる。大変に好調であると、こういう話をたくさん聞いております。また、蒲郡市の職員さんの話でも、今まで自分が担当した仕事で住民にこんなに喜ばれたのは初めてです。本当にやりがいがありますと、こんなことも言っていたそうであります。繰り返しますが、木造住宅の耐震改修とあわせて、この住宅リフォーム助成制度はまた違った意義があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今年度の耐震改修補助事業の制度を利用して申請等をされている方の内容を見ますと、基本的なものは耐震改修ということを中心としてやられる方と、それにあわせて別にもリフォームもということで、補助対象にはなりませんけれども、リフォームを考えてやられる方もあります。そういった形で、耐震改修補助事業とあわせて個人の方がリフォームをするということで、今、弥富市の事業の内容となっております。単独でということになりますと、蒲郡市あるいは江南市のように、工事費の10%あるいは20%で上限20万となっておりますので、耐震改修補助事業ですと90万という補助を受けてやれるということもありますので、そういったことと安心・安全のということで考えてみますと、耐震改修補助事業を利用させていただいて進めていただいた方がいいかなと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 周辺自治体の動向を見てとか、いろいろおっしゃってみるので、なかなか踏ん切りはつけていただけないようではありますが、予算的な裏づけというのが問題になってくると思うんですね。

例えば今紹介いたしました江南市のお話です。これを先ほど紹介いたしましたけれども、今年度2,000万円の予算を組んでおります。申し込みが殺到いたしまして、もう終わっちゃったんですけれども、この財源が、江南市の場合、全額自主財源なしで、国の交付金ですべて賄ったというふうに聞いております。これは何かといいますと、例の、平成22年度ですけれども、国の経済対策で地域活性化交付金の中できめ細かな交付金というのがありまして、それが1年間だけなんですけれども交付されましたということ。これを、事業計画を立てまして、申請して、今年度23年度に実施ができたというふうに聞いております。あと私3月議会でもちょっと質問いたしましたが、社会資本整備総合交付金というのが国の方でありまして、これもうちの国会議員に聞きましたら、住宅リフォーム助成事業にも適用が可能であるという話も聞いております。実際に22年度に岩手県の釜石、八幡平市、福島県いわき市、そ

れから茨城県の結城市、下妻市、坂東市、つくばみらい市、こういった市が、今申し上げました社会資本整備総合交付金を活用して住宅リフォーム助成制度を実施したとも聞いておりますし、ほかにもあったそうです。こういった事例もありますので、もし予算的な面で二の足を踏んでみえるんだったら、こういったこともぜひ研究していただいて、将来的には活用できるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

ただいまの国の社会資本整備総合交付金を活用するという考えでございますけれども、社会資本整備総合交付金は、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援の四つの分野で構成されております。これらの分野の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹事業と、基幹事業と一体となって効果を一層高める関連社会資本整備事業と効果促進事業を行うこととなっております。現在弥富市が行っている交付金事業は地域住宅支援で、その基幹事業は木造住宅の耐震診断と狭隘道路整備等促進事業が該当しております。関連社会資本整備事業は、社会資本整備重点計画法に定める事業がないため該当しておりません。効果促進事業は、現状では弥富市の提案はありませんが、基幹事業の目的である安全で快適な住宅、宅地環境の整備・推進を、基幹事業と一体となって効果を一層高めるためのものを対象として提案することができます。御質問の住宅リフォーム助成制度につきましては、効果促進事業に該当すると思われます。この場合は、事業費全体の2割を効果促進事業として提案でき、交付率は2分の1です。例えば弥富市が住宅リフォーム助成制度を提案した場合、基幹事業となる木造住宅耐震診断事業や狭隘道路整備等促進事業の実施見込み額を300万円とした場合、その約2割の60万円が事業が提案でき、交付金としては30万円配分されることとなります。しかしながら、木造住宅耐震診断事業や狭隘道路整備等促進事業は市民対象の事業ということで、事業量が不確定であると。そうすると、住宅リフォーム助成制度を安定的な事業として提案することは今の時点では難しいと。また、提案できる事業の額が少額ということになりますので、事業の組み立てができないと考えております。したがって、今のところ社会資本総合整備交付金を活用するような事業でということとはちょっと考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、課長から交付金の活用方法についてお話があったんですけども、住宅リフォームを実施された自治体を見ますと、こうなったらああなるとか細かい詰めがあったというよりは、とりあえずやってみようかということでやってみたら、ああ、これはええわなということで、先ほど交付金の説明の中で額が少ないとか、いろいろ適用し

にくいというお話をされたんですけれども、これもいろいろ工夫をしていただければ、私は、実際に使ってみえるところがありますので活用できると思います。とにかく一度スタートしたらいかがでしょうか。先ほど申し上げましたけれども、時限的な条例をつくって、一度その様子を見てみると。そうすれば、とにかく始めてみて、結果がついてくるんじゃないかと私は思っておりますので、その辺、積極的に前向きに考えてほしいんですが、市長、いかがでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

住宅リフォーム助成制度という形で全国の自治体でも拡大をしてきている。また、愛知県でも三つの自治体が取り組み始めた。その内容・効果におけることもお話を伺ったわけでございます。地域経済の活性化に必ず結びつくというふうに私も思っているところでございます。

しかしながら、先ほど来、所管の課長が話をしておりますように、私どもといたしましては、県の連動の中での木造住宅の耐震改修工事ということについて、ここ当面は力を入れてやっていかなきゃならないだろうと思っております。住民の皆様の多くは、3連動型の地震がいつというようなことに対して大変心配をいただいているところでございます。弥富市にあってはなりませんけれども、そのような地震が発生した場合、一番心配されるのが液状化現象であり、住宅の倒壊あるいは傾きであります。そうした状況において、私は一つの案でございすけれども、幹線道路であるとか生活道路の主要道路に面するところの住宅が仮にそういうような状況になった場合には、大変復旧するのに時間もかかる。本来的にはそういうところに面した住宅こそ早く耐震改修工事をしていただくと、その後の復旧・復興ということに対しては一つの効果があるかなあというふうに思っております。しかし、特定することはなかなか難しいわけでございますので、私としては、液状化現象に対しても十分備えるという意味においても、耐震改修工事について来年も、この23年度の予算を考えながらしっかりと予算計上させていただき、そっちの方に力点を置いていきたいというふうに思っております。

また、住宅リフォームにおいては、先ほど担当課長が話をしましたように、個々の住宅の状況が大変異なりますので、そういった形については個々でお願いできればというふうに思っております。だから、耐震改修工事を進めながら住宅リフォームもしていただくということが一つの方向ではないかなあと思っております。いずれにいたしましても、東日本大震災からさまざまなことを我々としては教訓として学ぶわけでございますけれども、ぜひ弥富市の皆様における住宅も、耐震工事ということに対して方向を見出していただければと思っております。そうした中で、少なからずその改修工事に対して応援をさせていただきたいとい

うふうに思っているところでございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今市長からお話しありましたように、本当に今、喫緊の課題ですね、災害対策、地震対策。これは当然進めていかなきゃなりません。要望になりますけれども、違った面で非常に地域の経済にいろいろ波及効果があるということで、市としても、私もいろいろ事例なんかも説明いたしましたので、引き続き住宅リフォーム助成制度を研究していただくことを要望いたしまして質問とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

ここで11時15分まで暫時休憩をいたします。15分から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆様、改めましておはようございます。1番 堀岡敏喜でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問は、大きく3点であります。初めに、防災機能の強化についてお伺いをいたします。

東日本大震災を受けて、文部科学省は、全国の学校施設を地域の防災拠点として整備していく方針を打ち出しました。今回の震災ではピーク時には622校が避難所として使われ、5ヵ月を経過した現在もその1割が避難所になったままになっておりまして、現場からさまざまな問題提起がなされております。これらの学校では想定を超える人数の被災者が詰めかけ、食料や水、防寒具が不足をし、備蓄が十分でなかったことを露呈しております。例えば約1,000人が避難した岩手県陸前高田市の中学校では、石油ストーブが2台しかなく、震災当夜は教室のカーテンを全部外して、2人から3人で1枚ずつ体に巻いて寒さをしのいだといっています。また、断水によりトイレが使えなくなった学校も相次ぎ、衛生面でも課題を残しました。宮城県南三陸町の志津川中学校では、生活用水の復旧に1ヵ月半ほどかかった上に、水道水は今も飲み水としては使えないといっています。また、震災当初は校庭に穴を掘ってブルーシートで覆い、仮設トイレとして使ったそうであります。菅原校長は、今回一番困ったのは水だった。災害の大きさを事前にしっかり想定し、相応の備えを十分にしておかなければと話しておられます。通信手段や電気が長らく途絶えた学校も多かったことが指摘されておりますし、今回教職員らが、児童・生徒の安全確保や学校運営に加え、被災者対応にも終日追われたことも重要な問題であります。避難場所としての学校の位置づけ、その場合の学校

施設の利用計画も明確にする必要があります。

こうした教訓を踏まえて、文部科学省は震災後、防災や建築の専門家らによる検討会議を立ち上げ、震災に対応できる学校施設のあり方を議論、今後の整備に当たって緊急提言を取りまとめられました。緊急提言の柱は3点であります。一つ目に学校施設の安全性の確保、二つ目に地域の拠点としての学校施設の機能の確保、三つ目に電力供給力の減少などに対応するための学校施設の省エネルギー対策の3点であります。6月議会におきまして、小・中学校を初めとする指定避難所の耐震化、備蓄、またトイレの整備の充実について質問をいたしました。加えて確認しておきたい事項があります。文科省の提言では、学校には震災発生時の被災者の緊急避難や、数日間の生命安全の確保、数週間の生活のための機能が求められるとして、数日分の食料や飲料水、燃料、毛布、ストーブなどの備蓄と、そのための倉庫の整備を求めています。まずは冬期に避難を要する災害が起こった場合、これからますます台風シーズンに入ってきてまいります。特に水害を伴った場合、避難された方々はほとんどがずぶぬれ状態であることが予想されます。弥富市の指定避難所におきましては防寒対策は十分なのか、また災害対策本部と連絡をとるための災害時の優先電話や自家発電機などの設備対策はどうでしょうか、市側の認識と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

文科省の提言につきましては、現段階では具体的な内容については把握していないのが現状でございます。ただ、広いスペースがある学校施設は、当然災害の避難場所の拠点になると考えております。

さて、御指摘のとおり、水害発生時にぬれた状況で避難所に避難される方があるというのは当然考えられることでございます。現在、市では1万2,000枚ほどの毛布の備蓄を行っていますが、その他の防寒機材や衣料の対策はとっておりません。6月議会でもお話ししましたように、災害が発生した場合は、公的な援助が可能になるまでの最低3日間生活できるよう、寝具も含めてでございますが、非常食、水、日用品など個々で準備していただくことが原則になっております。引き続きこのことを市民の皆様方にもお願いしてまいりたいと思っております。また、非常持ち出し品の防水対策というのも当然大切なことになっております。なかなかこの辺の周知はできておりません。こういった重要性についてもお知らせしてまいりたいと思っております。

今回の大災害における津波につきましては、想定を上回るものでございました。避難準備を行ういとまのない状況でした。また、避難所自身も被災し、機能しない場合が多くあったようです。このような中で防寒対策をとることは非常に困難だと考えております。まず、災害発生直後に生命を守る、そのことを現在の最優先課題として取り組んでいきたいと考えて

おります。台風のように事前に来襲が予想できるものにつきましては、自主避難による避難所への早期避難の必要性についても市民の方にお伝えしてまいりたいと思っております。また、衣料品を含めまして防寒対策等につきまして、これは夏の熱中症の対策も含めてでございますけれども、そういったものにつきましては、今後、備蓄場所の備蓄能力の問題といったものもございます。こういったことも考えながら、見直しを行う段階で来年度に向けた検討課題として行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 現段階では完全に完備はされていないということでございます。

東日本大震災が3月11日に起こって、2時46分で、津波にのまれて孤立された方々がたくさんいらっしゃいました。亡くなられた方も、皆さん御存じのとおりたくさんいらっしゃるわけですが、津波が原因で亡くなった方もいらっしゃいます。ただ、孤立された中でびしょびしょのまま、真っ暗な中で屋根とか木戸につかまって、寒さがゆえに凍死をされたという方もいらっしゃいます。また、避難所に行ってもぬれたままで、着がえもなかったということもあります。特に弥富の場合、避難しなければならぬ災害というのは、主に水害が多いと思うんです。用意するにももちろん限度があるとは思いますが、せめて避難所で収容できる人数、毛布を2人で1枚でもいいですよ。そのあたりのことはしっかり考えておかなければならないのじゃないかなと思います。それは、市がということよりも、今課長がおっしゃったように、避難される市民の方々も意識をして、6月の議会では指定避難所、一時緊急避難所を設定していくということもお聞きしておりますので、自治会、また地域で取り組んでいくことも必要です。そういったこともしっかり課長の方から、また市の方から周知をしていただく。今の段階で災害が起こっても、もう本当に逃げるだけで精いっぱいだと思うんです。どこかでだれかが、こういうこともあるぞということを想定していかなければ、救うべき命も救えないんじゃないかなあと思います。本当に最悪を想定しながら最善を尽くすということが大事だと思います。

続いてお伺いをいたします。

避難所運営につきましても、施設職員と教職員等、地域住民の自治防災組織の間で、避難者の誘導や炊き出しなどの役割分担を明確にするよう提言をしております。避難所での生活を強いられた場合、運営が円滑に行われるようマニュアル化されているかどうか、まただれもが運営できるよう、設備や備蓄品の配置図、炊き出しの方法など、必要と予想される情報が明確になっているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所の運営でございます。避難所運営マニュアルにつきましては、現在は県のマニュアルを準用しております。内容につきましては、かなり詳細なも

のになっております。ただし、各避難所ごとで事情は変わってまいります。細部につきましては、各避難所ごとに運営を、行政担当者また施設管理者等がどのように運営していくかということを考えていかなければならないと考えております。マニュアル自体の周知も現在不足していると思っております。まず、運営責任者等にこういったマニュアルの周知を行ってまいりたいと思っております。また、備品等の場所等といったものも入ってくるかと思えます。そういったことにつきましても、今後、各避難所ごとにどのようにやっていくかといったことを考えてまいりたいと思っております。また、備蓄品につきましては、現在、各避難所の方に配備するというスペース的な問題がございますので、そういったものは少なくなっております。基本的には市で備蓄している備蓄品を災害時にそちらに搬入する、これはいろいろ難しい問題があるかと思えますけれども、そういった形で行ってまいりたいと思っております。また、各種機材等の使い方につきましても、担当者、それからコミュニティー、自主防災会の訓練、そういったものの中で周知を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） マニュアルは一応存在はするんですね。はい。

ただ、そのマニュアルですけれども、自主防災会もそうですし、各運営担当者の方が、実際分厚いものだと思うんですけど、読んで、ああそうかと真剣に頭の中にたたき込めるかといったら、実際そうではないと思うんです。

続いて質問させていただきます。

さて、今も申し上げましたけれども、どんなにすばらしいマニュアルがあっても、活用ができなければ全く意味がありません。実際の災害時、必死で避難所にたどり着いた大勢の市民が冷静さを取り戻し、助け合いながら避難所生活をするためには、だれかが運営の中心者、協力者となっていかなければなりません。そういったことを実践的に学べる、静岡県が行っている「避難所ハグ」というツールを御紹介いたします。

避難所ハグとは、「避難所」のローマ字表記で頭文字が「H」、「運営」のローマ字表記の頭文字が「U」、そして事前に地域の方々と親交を深める意味で「ゲーム」の頭文字「G」の3文字「HUG（ハグ）」といいます。また、英語での「ハグ」の和訳は「抱き締める」という意味があり、避難所で寄り合ったすべての方々と難局を乗り越えるという意味が込められております。

内容を簡潔に御紹介いたしますと、5人が1組となって、避難者や年齢、性別、また国籍やそれぞれ抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかということを模擬的に体験できるゲームであります。議長、ちょっと紹介させていただいていい

ですか、物がありますので。

○議長（伊藤正信君） はい。

○1番（堀岡敏喜君） 「HUG」というのはこんな字なんですけど、要は先ほども申し上げましたとおり、避難所の設備平面図に、例えば小学校ですと体育館であるとか、校舎であるとか、校庭であるとかというものが平面図としてあります。これは、これの模擬的なものなのであまり意味がないです。例えば弥生小学校だったら弥生小学校、桜小学校、また社教センターなり、それぞれの設備の平面図に対してさまざまなことが予想されるんですけども、そういったことがあらかじめ250枚のカードにいろいろ書かれてあります。普通の人があるわけじゃないです。主婦であったり、高齢者の方であったり、要支援者であったり、連れられて、また地域でない方もいろいろ来られるわけです。ここにちょっと二、三御紹介しますと、これは床上さんという、防災に関連したいろんな事柄をもじって名前になっておる。床上さんは家が全壊して妻と長男がおるとか、そういうものであるとか、観測さん、父、母、全壊の世帯主だと。あと急傾斜さん、93歳。そういういろんな方が避難所には押し寄せてこられる。女性であったり、また妊婦さんであったり、お子様連れであったり、いろんな状況に応じて部屋割りを決めたり、またけがをされている方も来られるでしょう。そういった本当の現実即したような事例を模擬的に体験できるものであります。プレーヤーは、このゲームを通して、災害時、高齢者や子供、女性や要援護者に細やかな配慮をしながら、適切な対応や部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置など生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して思いのままに意見を出し合ったり話し合ったりしながら、ゲーム感覚と言えは語弊がありますが、避難所の運営を学ぶことができます。

また、その効果は学べるだけではありません。自治会や自主防災会等で行えば、自治コミュニティの強化にも期待でき、自主防災会のない地域では立ち上げのきっかけにもなります。既に取り入れた自治体も多く、その効果として、新たな課題が抽出できた、自治会の中での親交が深まった、運営を学ぶことでより防災意識が高まったなどの声が上がっております。ハグの開発は4年ほど前でございますので、御存じの方もおられるかもしれません。東日本大震災、阪神・淡路大震災、中越沖地震、さまざまな災難・震災に遭われた方々は、自助・共助の大切さ、地域コミュニティの大切さを一様に訴えられております。弥富市におきましても、防災意識の啓発、また一つのアプローチとして検証してみたいはいかがでしょうか。市としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） ハグ訓練でございますけど、私も2年ほど前に1度経験しております。非常に興味深い訓練でございました。短い時間で判断を積み重ねていくということで、決められた時間内でそれが達成できなかったといったことがありまして、なかなか瞬

時で判断するという事は難しいなということで、判断力を高めるためには非常に重要な訓練だなというふうに認識しております。また、行っている内容でございますけれども、どれが正解といったものがないというのが現状でございます。その段階その段階でどれがベストかといったことをグループの中で考えながら行っていくといったことになっております。こういったことにつきましては、避難所の運営の基礎知識というものがなくなかなか難しいかなということも感じております。事前学習も必要だと感じております。こういったような訓練も取り入れながら、今後避難所の運営を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 私も、1週間前に静岡県に電話して取り寄せたんですけど、これで4セット入っておるんですね、一つで。4セットということは、20人単位でそういう実習ができます。先ほど課長がおっしゃったように、正解ということはないわけですよ。だけれども、実際の避難所生活というのはどういったものなのかというのを模擬的に体験するということは大事ですし、一人じゃないんだと。運営者というのは主にならなければならないという厳しさも体験できると思います。自分はおいてでも人を救われなければならないし、中心者となったその責任の重さというものが擬似的に体験できるものもあります。地域における、ここではこういう問題が起こったねと、そういう新たな問題の抽出にもなりますし、今後の対策、弥富市での防災、地域地域での防災の本当の立て方というのにも役立ってくると思います。私も実際に見ただけですので体験はしておりません。でも、すごい有意義なものであるということは体験された方からお聞きしております。先ほども申し上げましたとおり、自主防災会等、また地域のコミュニティーで使うことによって、これ一番最初に自己紹介があるんですよね。それだけで、ああ、そんな人やったんかみたいな、お知り合いになる、コミュニティーが深まると、これも大きな利点じゃないかなあとと思います。今後本当に検証していただきまして、私も、多分体験者は課長しかいらっしゃらないので、課長と一緒に一遍組を組んでハグしたいなあとと思います。

防災関連でもう一つ、6月議会で質問いたしました、答弁漏れがあったということで再度お聞きをいたします。

避難しなければならない災害がこの弥富で起こった場合、かなり広域な災害になると思われます。もちろん近隣市町村との連携が必要となりますが、そういった近隣市町村との連携についてどういう認識を持っていらっしゃるのか、市にお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 災害時におけます連携についてでございますが、現在、消防協定といたしまして、海部地方消防相互応援協定と、これは廃棄物の処理についてござい

ますけれども、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書といったものがござい  
ます。8月19日に開催されました愛知県の副市長会の議題として、県内自治体全体として災害  
応援協定の締結が議題となっております。具体的な方向としてはまだ示されていないという  
ふうに伺っておりますが、大規模な災害に対しましては広域な応援協定が必要になってまい  
ります。県内自治体全体で協定が結べるよう、また三重県に隣接する本市といたしましては、  
国にもお願いして、県を越えての応援協定についても、いろいろな機会をとらえて今後お願  
いしてまいるつもりでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） これからという御答弁でございます。実際に愛知県では津波というも  
のは、内海ということもありまして、三陸のようなああいいう30メートルも40メートルもとい  
う津波は来ないだろうと言われてはおります。海から来たものに関しては海から離れるとい  
うことだと、愛西であったり津島であったり近隣の市町村に逃げなければならないし、お  
世話にならないかもしれません。いろんな状況が考えられるわけで、これは木曽川に面して  
いる、またこの海拔ゼロというところである市町村、一つの広域という考え方でしっかり協  
定を結んでいくことも大事じゃないかなあと。災害になれば、はっきり言って市もへったく  
れもないと。助かるためだったら逃げないかんということもありますので、また避難の仕方  
であるとか、そういったことも情報を出し合って、何が有効かというところを探っていっ  
ていただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

本年3月11日に起きた東日本大震災から半年がたとうとしております。この震災に起因し、  
発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、我が国で初めて原子力災害対策特別措置  
法に基づき、原子力緊急事態宣言が発令される事態となりました。いまだ収拾のめども立た  
ず、全国的に汚染の拡大が懸念されております。事故当初より深刻な事態があったにもか  
かわらず政府の対応は遅く、的確性を欠いていたことは言うまでもありません。本来この事故  
につきましては言いたいことは山ほどありますが、しかしこの場におきましては、市民の皆  
様からの多くの不安の声、御意見、御要望を代弁する意味から、弥富市の防ぐべき実害に焦  
点を置いて質問させていただきます。

現在、愛知県では、県環境調査センターで毎日24時間の地上34メートルの空間線量と、県  
内12市町をモニタリングポストとして可搬型サーベイメーターで地上1メートルの空間線量  
を毎日10時に5回計測をしております。いずれもガンマ線のみを計測し、その平均線量は県  
環境調査センターでは毎時0.044マイクロシーベルト、12市町のサーベイメーターでは毎時  
0.065マイクロシーベルトであります。また、上水道、名古屋港、三河湾における放射能核  
種、放射能測定値は、セシウム137、セシウム134、ヨウ素131、いずれも不検出であるとし、

今のところ愛知県における福島第一原子力発電所事故の影響はないに等しいとしております。東京大学、児玉龍彦教授は、セシウム137は1940年代以前の自然界には存在せず、ウラン235の分裂により、原爆と原発で人為的につくられるとおっしゃっております。1940年以降、広島、長崎に投下された原爆を初め、これまでに全世界で行われた核実験、空中・海中・地中の総計は公表されているだけで2,099回、また現存する世界の原発の総数は431基であります。日本は3番目に多く、54基の原発があり、私たちの暮らす弥富市から半径130キロ以内に16基、関連施設である「もんじゅ」を入れますと17基の原発施設があることになります。現在、地震災害におきましては、東海・東南海・南海の3連動の海溝型巨大地震をも想定をし、市の防災計画が見直されております。加えて、原発事故等による2次災害も考えていかなければなりません。不安をあおる意味ではなく、現実を見据え、市民の安心・安全と被害を未然に防ぐため、市としてこの問題にどう向き合い、どう取り組んでいくのか、お伺いをしてまいりたいと思います。

愛知県では被災地域から瓦れきの処理を受け入れるとしており、弥富市の施設も該当をしております。被災地支援に関していえば、できることはどんなことでもすべて行っていただきたい、そういう思いであります。しかし、実際汚染数値が出た場合、また疑いのあるものは、市民の安心・安全を何よりも優先をしていただき、断じて受け入れるべきではないと考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） 今、堀岡議員から瓦れきの受け入れの御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

瓦れきの受け入れにつきまして、本年4月8日付で環境省災害廃棄物対策本部から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築についての通知を受け、愛知県環境部より、県内の各自治体へ災害廃棄物の受け入れ処理への協力に関する調査がございました。この調査につきましては海部地区環境事務組合が回答をしておりますが、それによりますと、環境事務組合は、弥富市及び地元鍋田地区の了解を得た上で、日常業務に支障のない範囲で可燃性廃棄物を受け入れると愛知県に報告されております。なお、愛知県は、年間約15万トンの瓦れきを受け入れ、県内の焼却施設などで処理する方針でございまして、県内34市町村の処理施設のうち、処理能力に余裕のある施設に受け入れを求める考えではございますが、放射性廃棄物や有害物質は受け入れないということで明言をされております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 問題は、その放射性汚染物がどういう基準で決められたものなのかということだと思うんですが、その辺というのは環境課の方は認識をされておられますか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） この8月18日でございますが、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法というものが施行されております。この法律の趣旨を見ますと、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっており、そういうことにかんがみまして、国が被害を受けた市町村にかわって災害廃棄物の処理をするための特例を定め、あわせて国が講ずべきその他の措置についても定めており、この法律の中で、国は災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針や災害廃棄物の処理の内容及び実施時期を明らかにしました工程表を定め、必要な措置を計画的かつ広域的に講じるとともに、必要に応じて被災地の市町村にかわり、災害廃棄物の収拾、運搬及び処分を行うということになります。この法律の運用に当たっての留意事項というものがございますが、これは今後環境省で検討の上、別途連絡される予定ということで聞いております。今のところはまだそこまではわかっておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 災害廃棄物で汚染も何もないのであれば、できる限りの応援というのはしてあげべきだと思いますし、それは皆さん御異論はないと思います。ただ、今回、福島第一原子力発電所事故というものが重なってしまっただけで汚染廃棄物ということになった以上、先ほど一番冒頭に申し上げましたとおり、原発事故なんだという観点で見るとすれば、本来であれば原子炉等規制法というのが実はありまして、これは、放射性物質として扱う必要がないものとそうであるものというのを分けるクリアランスレベルという基準があります。このクリアランスレベルという基準は、毎時に換算しますと0.001マイクロシーベルト。これは、先ほど述べました愛知県モニタリングポストでやっている空間線量より低い値になります。そのぐらいであればもちろん問題はないですけれども、環境省の決めるその基準値というものが明らかにされていませんよね。瓦れき処理法というのは、要は瓦れきの処理に対しての施設であるとか、そういったものを国がやっていくという法律だと思っております。今の技術で、場所さえあればその処理はできると思います。でも、拡大だけはやっぱり避けなければならないです。復旧・復興は全国民が祈ることでもありますけれども、災害を広げるということではまた意味が違ってくると思いますので、弥富市としては、そういう強い態度でこの汚染というものに関しては敏感になっていただいて、今後の処理に当たっていただきたいと思います。

続きます。愛知県ではモニタリングポストにて空間線量を計測しておりますが、計測地点の数は現状を考えれば明らかに不十分であり、住民が納得し、安心できるものではありません。空間線量だけでなく、同時に土壌の計測も行っていくべきだと考えます。具体的な取り組みとして、弥富の未来の宝である子供たちのため、市として保育所、小・中学校のグラウ

ンド及び通学路、公園等における独自の計測が必要だと考えますが、市側の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 保育所、小・中学校の定期的な放射線量の検査ということで御質問をいただきました。

これにつきましては、平成23年8月19日に文部科学省の方から、「放射能を正しく理解するために教育現場の皆様へ」と題しましてインターネットで公表されている資料からまず説明をさせていただきたいと思います。

まず、シーベルトとかベクレルとかいろいろ単位が出てきておりますが、まずシーベルトとは、人の体が放射線を受けたときに、その影響の度合いをはかる物差しとして使われる単位のことであるということです。それから、1シーベルトは1,000ミリシーベルト、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルトというふうにあらわすということでございます。この資料によりますと、この4月19日に文部科学省は暫定的な考え方として、年間1から20ミリシーベルトを目安として、今後できる限り児童・生徒の受ける線量を減らすというふうにしておりましたが、5月27日には当面の対応として、学校で受ける放射線量は年間1ミリシーベルト以下を目指すというふうにされました。これは、単純に時間あたりに割りますと、1時間あたり0.114マイクロシーベルトというふうになります。

そこで、議員もおっしゃいましたように、放射線量の現状につきましては、現在、文部科学省の放射線モニタリング情報とか、愛知県環境調査センターでの空間放射線量率の測定結果がインターネットで確認できるということは皆様御承知のとおりでございます。この結果を見てみますと、平成21年度におけるモニタリングポストの空間放射線量率、いわゆるガンマ線でございますが、0.036から0.061マイクロシーベルト/時、この範囲とほぼ同様の結果でございました。したがって、この地域での通常の生活や学校生活においても、安全性には特に問題がないというふうにされておるところでございます。市としましては、この8月下旬に3日間にわたりまして、海部南部消防署から線量計をお借りし、学校が夏休みでございましたので、市内の保育所で測定をいたしました。1日8時間の3日間で24時間の累計が1から2マイクロシーベルト、これを時間に直しますと0.042から0.083マイクロシーベルト/時でございますので、自然界から受ける放射線量の範囲内であり、特に問題はないと考えております。議員が言われますように、放射線量を測定しまして市民の皆様方にきちんとお知らせをし、安全であることが確認できるような対応が望ましいと考えております。今後、市としましては、測定器を購入しまして、必要に応じて測定し、安全を確認していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

- 1 番（堀岡敏喜君） それが、本当に風評被害を広げない、市民の皆さんが安心していただくための一つの数値、目安になるんじゃないかなあとと思います。

続いて質問させていただきます。

今後心配されるのは、食の流通による内部被曝であります。特に高濃度汚染の稲わらを食べた牛肉が流通した問題は記憶に新しいのではないのでしょうか。今や安心の裏づけを自治体独自で行っていかねばなりません。先ほど教育部長の方からも報告があったとおりであります。大手スーパーなどでは産地の公表はもちろん、放射線量を独自に計測し、安全であることを示していこうとしています。当然ですね。福島、宮城、岩手を初め青森、秋田、新潟、山形、栃木、千葉、長野、東京都、神奈川、山梨、静岡などなどでは、自治体独自で検査機器を導入し、土壌、水、食品、その産地でとれたいろんな産物を自治体独自で計測しております。また、近隣では、岐阜県大垣市では10月から実施をするとしております。現在の弥富市における小・中学校の学校給食を初め、食品の安全性についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いをしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

- 教育部長（山田英夫君） 学校給食の食品の安全性についてのお尋ねでございますが、愛知県におきましては、平成23年3月11日から7月22日の間に、学校給食に放射性物質に汚染された稲わらを与えた可能性のある牛肉は使用されていないということが既に確認をされております。また、御承知のように、学校給食での米飯は、これまで地産地消の推進の点から、海部地域、特に弥富、飛鳥産でございますが、こういった米を使用しているところでございます。この8月16日の初出荷がございましたが、その前の8月5日に、愛知県の経済連が自主的に市内の「あきたこまち」の乾燥玄米3キログラムをサンプル抽出いたしまして検査をしました。その結果、放射線セシウムは検出されませんでした。学校につきましては、品種は「あいちのかおり」というものを食しておるわけでございますが、今については22年産でございますので、この23年産につきましても、この「あいちのかおり」のセシウム検査は自主的に経済連が今後やるというふうにお聞きしております。

また、学校給食会からも放射性物質の検査についての通知がありました。厚生労働省が示した地方自治体の検査計画に基づきまして、愛知県のモニタリング検査や生産者の自主検査により安全性が確認はされておりますが、さらに独自に学校給食会では主食や副食についても放射線量の測定を実施いたしまして、万が一異常な値を検知した場合には、直ちに購入中止や出荷停止の措置をとるということとされました。

したがって、今後の取り組みにつきましては、これまでと同様に、米とか牛肉に限りませず、食材全般の選定及び納入に際して、学校、教育委員会と学校給食会及び食材の納入業者等の連絡を密にし、産地の確認や厚生労働省の行っている調査結果や出荷制限等の情報

に留意し、安全確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ぜひ継続して、市民の方、また子供たちが安心しておいしく食べられる食材、そういう環境を守っていただきたいなと思います。

続きまして質問させていただきます。

また、風評被害のもととなっていますのは、放射線に対する知識であったり情報が散在をしていて、正しく判断できないためだと思います。計測に関しては、実数を公表していくことは当然として、それを判断するための基準となる正しい知識を共有するため、広報を初め講演会を開催するなどして、正しい情報を発信していくことが大切であると考えます。けさの議会運営委員会でも同じような議論がされたわけですが、いろんな学者がいらっしゃいます。プルトニウムを食べても大丈夫だという学者もいらっしゃれば、一切だめだという学者もいらっしゃいます。何に基準を置いているかというところが大事だと思うんですね。先ほど課長の答弁でもありましたけれども、大丈夫だと言うだけでは安心できない時代になってしまった。ですから、こうだから大丈夫だという一つの論拠を示していけないと、どんどん情報が流れていって、数字だけは、はっきり言って市民の方もすごく詳しくなっております。そういう変な風評を広げないために、確実な数字を出して、しっかりと公表していただきたいと思います。今の話ですが、市として、市民に対して広報等また講演会等今後開催をしていただいて、正しい情報というのを公開していくべきじゃないかなと思いますが、市としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤邦夫君） 放射線に対します正しい知識、理解ということでございますが、福島第一原発の事故に伴う放射性物質の拡散によります人体への影響が懸念されておりますが、市は、愛知県が測定する放射線量等の状況により、現時点での健康への影響が発生する状況ではないという認識にまず立っております。ちまたではベクレルやシーベルトの単位がはらんしており、この単位を聞いただけで不安を抱く人も少なくないため、市といたしましても、市民の皆様放射線に関する正しい知識を得ていただくための普及・啓発に取り組まなければならないと考えておりますが、その方法によっては逆に不安をあおる結果になりかねないので、よく検討し、取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、今後の取り組みといたしましては、国から提供されるパンフレット等の活用及び広報等への記事への掲載などにより、放射線に対する正しい理解による風評被害等の抑制を図りたいと考えております。ベクレル、シーベルトといった人体に影響する値に対する知識、また福島第一原発事故以前から自然界や宇宙からの放射線を人間が常時受け続けているが、健康に影響なく生活しているという現状、放射線は悪いことばかりでなく、レントゲンやが

ん治療などに使用されていることなど、放射線に関する正しい知識を得ることによって、間違った情報に右往左往することのないようにしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） まさに環境課長がおっしゃったように、私が言いたいのはそこなんですよ。正しい情報というのは、放射線と一言に言ってもいろいろあるわけですので、今回飛んでいるものは何なんやと、ふだんのものは何なんやということを、当たり前はこの日本に住んでいる以上、本当は知っておかなければならなかったんじゃないかなと。栃木や茨城など被災地に近い自治体では、今後は放射線教育というものも取り入れていくとの話もございます。実際にそういうことをしていかなければならない時代になるのかなあと思うとちょっと心苦しい部分もありますが、現状をしっかりと見るということであれば、そういうことも絶対必要なんじゃないかなと。現にいろいろ不安なものをいただいております。不安というのは、わからないから不安なんですね。それがこうだよということをしっかりお伝えすることができれば不安もなくなる。その根拠として、弥富ではこういう数値だったよ、大丈夫だよとしっかり言っていただきたい。これは国に言っても、大きいんですよ、範囲が。愛知県と云って広いですからね。さっきの愛知県がやっているモニタリングポストといっても、12市町と云ってこの近辺はないんですよ。この弥富の近辺というのがね。自治体独自で計測していただくことを強く要望するとともに、先ほど課長がおっしゃった取り組み、市民全体で正しい情報を共有していく。講師の選定も大変かと思いますが、しっかり見きわめていただいて、一方的にテレビ、インターネット、報道等から流れる過剰な情報に対して振り回されないようにということを訴えていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤正信君） では、12時になりましたので、ただいまから暫時休憩をいたしまして、13時再開ということで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 午前中に続きまして質問させていただきます。

午前中も放射線対策について御質問させていただきまして、弥富市におきましては、何よりも市民の命を守り、安心・安全な暮らしができることに目線を置いた取り組みを強く期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨日より登壇された方々からも指摘のあった、増加する単身世帯対策と地域の見守りの強化について伺いをいたします。

総務省が6月末に発表いたしました2010年国勢調査の抽出速報で、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となったことが明らかになりました。それによれば、一般世帯の家族形態別割合においてひとり暮らし世帯が31.2%となり、今まで最も多かった夫婦と子供世帯28.7%を上回った形になりました。このことは、1960年に世帯に関する調査開始以来、初めてのことであり、将来この単身世帯はさらにふえ続ける見通しであります。日本の社会保障システムは、従来、夫婦と子供世帯を標準としてきました。これまでの政策は、「人口減少」「高齢化」がキーワードでありましたが、これに「単身化」が加わることになり、ひとり暮らし世帯の増加がもたらす影響は決して小さくありません。

新たなセーフティネットの構築が必要となってきました。特に高齢者のひとり暮らし対策は早急に具体化しなければなりません。全国では高齢者の15.6%、457万7,000人が単身で生活を送っておりまして、男性では10人に1人、女性の5人に1人までに達しております。ひとり暮らしの高齢者は引き続き増加が見込まれ、団塊の世代が65歳を超える2015年以降は急増するはずです。昨年夏に見られたような高齢者の所在不明問題のような事態を二度と引き起こさないためにも、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みが必要であります。現状の認識と具体的な見守り強化対策を提案いたします。まず、弥富市の高齢化率、単身世帯の増加、特にひとり暮らし高齢者の実態、介護認定者数、認知症患者の実態についてどのような認識を持っておられるのか、伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 堀岡議員の御質問にお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者数、また認知症高齢者数の実態と、それにつきましたの認識についての御質問でございました。

まず、弥富市のひとり暮らしの高齢者の実態につきて御報告させていただきますと、平成23年4月現在の住民基本台帳上によりますと1,024人となっております。平成17年の国勢調査の数字で586名となっておりますので、議員のおっしゃられますように、ひとり暮らしの高齢者数は増加してございます。愛知県の方でも、ひとり暮らしの高齢者につきましたは、平成37年には平成22年の1.5倍ほどになると見込んでおりまして、世帯主が65歳以上の高齢者世帯の3分の1を占めると見込んでございます。ひとり暮らしの高齢者の方につきましたは、家族や地域とのつながりが弱くなりまして、その結果、社会的孤立に陥りやすくなりますので、孤立を防ぎ、住みなれた自宅で暮らしていただけますように、見守り体制の構築が必要かと思っております。

続きまして、認知症高齢者数の実態につきましては、海部南部広域事務組合への介護認定の申請の数字で説明させていただきますけれども、ことしの6月から8月の3ヵ月間で654件の申請がございました。そのうち268名の方に認知機能の低下が見られるということでございました。また、654名のうちの29名の方に徘徊、または外出しても自宅の方には戻れないだろうという判定が出てございます。以上のように、申請のうち40%の方に認知機能の低下が見られまして、4%から5%の方が徘徊等の判定が出てございます。認知症高齢者につきましても、先ほどのひとり暮らしの高齢者と同様、今後急増するものと考えてございます。愛知県の方でも、認知症の出現率が高い75歳以上の高齢者の増加に伴いまして、平成22年度では約11万人と推計しておりました認知症の高齢者が、平成37年には約18万人と見込んだという報告を受けてございます。認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けていただけますよう、ひとり暮らしの高齢者同様、見守り等の体制づくりが必要と考えております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 高齢化率はわかりますか。
- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 失礼いたしました。ことしの4月現在で人口が4万4,478名でございました。それで、65歳以上の方が9,224名となっておりますので、高齢化率は20.74%でございます。
- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 御指摘したように、かなり深刻な事態が進んでいると認識しております。

それでは、ひとり暮らしの高齢者の見守り強化についてお伺いをいたします。

先ほども課長の方からおっしゃられているとおり、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域の人々との交流や、関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認などを通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行っていくことが求められております。WHOが本年5月に発表した平均寿命ランキングによりますと、日本人男性の平均寿命は80歳、女性は86歳となっております。女性の方が長生きするとなれば、高齢の単身世帯がふえていくのは当然であるかと思えます。ひとり暮らし高齢者の見守りは、現在、民生委員さんなどで行っておられますが、日ごろからの安否確認を、郵便事業会社や新聞、乳酸菌飲料などを配達する民間事業者と連携をとって強化する取り組みはできないでしょうか、市側の見解をお伺いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、ひとり暮らしの高齢者の見守りを、現在の民生委員さん中心ではなくて、郵便会社なり新聞販売店等との連絡の強化というお話でございましたけれども、これにつきましては、御本人の個人情報の関係もございますし、プライバシー、防犯上の問題もありますので、先ほど言われました郵便事業会社、新聞販売店等への情報の提供は難しいと考えてございます。反対に、郵便物なり新聞等が何日分もたまっておりまして、そういった家庭について市の方に御連絡がいただけないか、今後協議したいと考えてございます。また、ひとり暮らしの高齢者の方に対しましては、日ごろより地域の方でも関係を密にさせていただきまして、隣のおばあさんが朝から姿が見えないけど大丈夫だろうかとか、周りの人に絶えず気をつけていただき、気にかけていただけますよう、日常の暮らしの中で声かけ等、また見守りの関係づくりも大事と思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 個人情報の保護という観点では、一方向からのアプローチではやはり限界があるんじゃないかと思います。実際見守るといいましても、余りにも主体的になり過ぎては見守られる方も迷惑に感じます。地域の住民や関係団体、見守り協力機関などが高齢者に対して行う声かけや訪問などは、さりげない見守り、無理がない見守りを通じて高齢者の安否確認を行うことが大切ではないでしょうか。個人情報の壁は、一つの事業として総合的に申請方式にすることでクリアできないでしょうか。申請といっても、まるでサークルにでも誘うような、見守る側と見守られる側とでコミュニティーを形成するような取り組みが大切なのだと考えます。また、このような取り組みにより、地域から高齢者が孤立する状態を防ぐこともできると思うのであります。単身世帯がふえていきますとコミュニティーが弱くなる傾向があります。取り組んでいる多くの自治体では、高齢者地域見守りネットワークとして地域コミュニティーを強化する事業としても取り組んでおられます。

次も同じことが言えると思うのですが、重ねて認知症高齢者の徘徊など、事故を未然に防ぐ対策についてもお伺いしたいと思います。

徘徊するおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、先ほどの話では26名いらっしゃるということでありましたが、公共交通機関、ガソリンスタンドなどの協力事業者や警察とも連携をとりながら、地域ぐるみで早期発見、保護できるような、認知症高齢者の事故を未然に防ぐ取り組みは市としてできないでしょうか、市側の見解と取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、認知症高齢者の方の徘徊などの事故を未然に防ぐ取り組みについての御質問でございましたけれども、認知症高齢者とその家族につきましては、自宅や地域の

方でも安心して暮らし続けていただくためには、身近な地域の住民の方とか小売店といったような、日常生活に直接かわり合う仕事に従事している人々の支えが必要と考えております。国の方でも、地域の皆さんで認知症高齢者とその家族の方を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていく運動の一つといたしまして、認知症サポーターの養成というものに取り組んでおります。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に支援の手を差し伸べるものでありまして、そういった方々の応援者となっていただくものでございます。活動といたしましては、例えばお友達や家族の方に認知症の講座で受けました知識を伝えていただいたり、認知症になった人の気持ち、また家族の気持ちを理解するように努めていただいたり、隣人あるいはまちで働く者として、自分のできる範囲でのお手伝いをしていただく等、活動内容については人それぞれでございます。弥富市におきましても、地域包括支援センターによりましてこれまで講座を5回開催いたしまして、延べ406名の方に認知症サポーターとなっていただいております。

御質問にありました、認知症の方の事前登録をいたしまして、事故を未然に防いだらという御意見でございましたが、該当する方の個人情報の関係もございますし、地域でどのようにその情報を共有するかとかプライバシーの問題もありますので、今後は幅広い年代の人を対象にいたしまして認知症サポーターの普及に努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員、時間がまいりましたので要約をしてください。
- 1番（堀岡敏喜君） 最後で、これで終わらせていただきます。

今の御答弁では、認知症サポーターというのを、包括センターを中心に市民にその輪を広げていただいているという御答弁でございました。大変すばらしい取り組みだと思います。高齢者がふえていく中での地域のネットワークといいいますのは、形としては事業なんですけれども、本来であれば人とのつながりというものを強調していく上でのネットワークづくり、コミュニティーというものを構築していくためには、市側の、行政側の一つのきっかけが大事だと思うんです。それがコミュニティー、自治会で動き出せば、先ほどの例えば個人情報の保護であるとか、これは当然個人を守る権利ではありますが、見守っていただきたい、見守りたいという双方の理解があれば、それをも凌駕できるんじゃないかというふうに思います。一番最初に言いましたハグもそうですけれども、一つコミュニティーを強化するための手段であると思います。実際防災であれば防災、地域の見守りであれば高齢者の安否ということがありますが、これの大きな目的というのはやはり地域のコミュニティーの強化であると。それがなしに遂げられれば、さまざまな事業とかいったものが形をつくらなくても各地域で回っていく。それが各自治体の大きな力になっていくんじゃないかと思います。今後も市行政としましては、弥富市民がみずからの自治体のさまざまな地域とのコミュ

ニケーションを図っていく上での活動のきっかけづくりをしていただいて、また停滞しているなと思ったら油を差していただいて、いいなと思ったら評価をしていただいて、全域でそういうものを広げていっていただきたい。そういうことを強く要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に山口敏子議員、お願いします。

○3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

6月議会に続きましてまたラストでございます。少しだけお時間を下さい。

今回は、市内スポーツ施設において、空調設備及び救護機器の充実をしてくださいということで質問させていただきます。

本市には、国体を開催するような会場になったすばらしいスポーツ施設があります。そのために、小・中学生の体育競技会、球技の会場に選ばれることが多くあると思います。特に夏には中学生の郡市スポーツ大会、西尾張大会の会場として何度も開催されています。私たちが育った時代とは気象状況が比べ物にならないくらい熱帯化しているのが現実でございます。私たちのころの部活は、練習中の水分をとることは禁止され、まるで我慢大会のような中で練習や大会が行われたことを思い出します。でも、その時代は当たり前だったんです。水もお茶も飲むなんてもってのほかと言われて部活をやってきたという記憶がございます。でも、そのころの気温は30 になるのが時々あるぐらいで、今のように連日30度以上が当たり前で、時には体温と間違えるくらいの気温が、連日35度、36度と報道されております。今はスポーツ医学が進み、水分補給は絶対に必要という状況の中で、子供たちは大会とかスポーツの練習に励んでいると思います。

この夏に、十四山スポーツセンターで中学生のバスケットの郡市大会が行われておりました。このときも昨年以上の酷暑の中で、選手は我が校の名誉をかけ、次に進むべき西尾張大会、県大会と進めるために白熱した試合が行われておりました。体育館の中といえども、かなりの室温があったと思われます。選手はもちろん、審判の先生もコートの中を走り、家族の方は応援に、それはそれは大変な暑さの中で行われていたと思われます。この日は、2階のアリーナ席で応援されていた方の中で気分が悪くなった方が見えました。体調を崩された方のためにすぐにでも対応できるように、各スポーツセンターとか皆さんが集まるところは車いすが置かれております。そのときも車いすをすぐに用意し、会場に持っていきましところ、残念ながらアリーナ席は階段状でございます。もし車いすで運び出して下のクーラーのきいた事務所でちょっとでも休ませれば、応急手当ができたかもしれません。少しの間、回復を待って、次の段階のところへ行けたかもしれません。残念ながらアリーナ席は2階で、熱い空気はみんな上に上がってしまいます。残念ながら車いすを上を持っていくこともできなかったということを聞いております。その気分を悪くされた方を下におろすためにはどう

することもできずに、救急車に連絡されたということです。

この夏は、6月末から2ヵ月間、8月25日まで、熱中症の疑いで海部南部消防署に救急車の要請は43件あったそうです。多い日は1日に6回の救急車の出動する日もあったと伺いました。市内にはアリーナ席のあるスポーツ施設は2ヵ所あると思います。もしこういうような状況が起きた場合、担架が一基でもあれば、熱中症の疑いがあって、ちょっと気分を悪くされた方を2人、3人の大人の力で運び出すことができたかもしれません。このような担架は置いてございますか、ちょっとお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） それでは、山口議員からの御質問であります、市内スポーツ施設に空調設備及び担架の設置ということで御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、市内で屋内で運動可能である主な施設としまして、総合社会教育センターの総合体育館、市立武道場、白鳥・南部コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、十四山体育館及び十四山公民館講堂、さらには小・中学校の体育館、また総合福祉センターにおいても多目的ホールでは運動可能でございます。そのうち空調設備の整備状況につきましては、総合体育館の多目的室、それから白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンターの多目的ホール、十四山スポーツセンター第2アリーナ、十四山公民館講堂、総合福祉センター多目的ホールが冷暖房可能となっております。

担架の設置でございますが、現在は中央公民館と総合体育館、これは市民プールと兼用でございます。それから十四山スポーツセンターそれぞれに各1基設置してあります。質問の中でありましたように、十四山スポーツセンターにおいては、結果的に担架の設置はございましたが、その時点では保管場所がわからず、利用には至らなかったということについては深くおわび申し上げます。今後につきましては、未設置の施設には順次配置するとともに、設置場所を表示し、改善を図りたいと考えています。また、万が一急病者が出た場合には、直ちに応急処置を実施し、119番通報をしましてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 設置がされていたということで、本当にそれは残念だったと思います。私のお聞きしたときはなかったということを聞いておりましたので、でも設置されていたということは宝の持ちぐされということもありますので、今後ともわかりやすいところに置いていただけたらありがたいなあとと思います。

東日本大震災が発生した3月11日は、雪がちらついている季節でした。寒い時期は、何とか布団、毛布、それに石油ストーブでも暖をとって体育館での生活をされている様子がテレビ、新聞で報道されておりました。季節は春から夏へと移り、それは暑さとの闘いの始まり

でした。東北地方といえど暑さはこの地方と変わらないほどで、気温の上昇を伝えている報道がたくさんありました。避難所になっている体育館での生活は想像を絶する状況で、まるで蒸し風呂のような場所で寝起きする毎日。空調設備のない段ボールで仕切られた狭い空間で、涼をとるのはうちわだけの生活。あの過酷な環境の中での5ヵ月間に及ぶ避難生活をされた岩手県、宮城県、福島県の皆さんのことを思うと、本当に胸が痛みました。

8月のお盆ごろの新聞は、ぼつぼつと仮設住宅が整備され、体育館での避難生活の終わりを告げる閉所式が行われている、そういう新聞を少しずつ目にするようになりました。避難生活をされた皆さんが久しぶりに会って手を取り合う笑顔の写真が載っておりました。あの皆様方がこれからどんな苦難で生活をされていくんだろうと、本当に胸が痛くなる思いでその新聞を見ました。でも、この写真の中に、50年ほど前の私たちの姿がダブリ、思い出された方があったのではないのでしょうか。このような体験は二度とはあってはなりません。市内34ヵ所以上の指定されている避難所ではスポーツ施設も入っております。あってはならないことですが、もしものときはそこで生活することになります。もしそこで生活するとき、それから子供たちはそこで体育大会もやります。何とか空調設備、それから空調設備だけじゃなくて、そこに付随して大きい温度計をつけられたらどうでしょうか。そうすると、ああ、この温度だったらもうちょっと扇風機を回すとか、空調設備をしなくてはとてもいけないという、見やすい温度計と救護設備、それから空調設備がどんどん進められたらいいなと思っております。

それから、けさの朝日新聞の朝刊、こういう50年前の写真でございます。伊勢湾台風のとくに鍋田干拓が全部なくなって、1年後にはこういう復興住宅ができたという51年前の9月22日の写真でございます。絶対に起きないことではありません。台風12号では死者・不明の方が106名、おまけに土砂ダムも4ヵ所、まだまだふえるかもしれません。その方のことを思いますと心よりお悔やみを申し上げます。もしものときのためにも、転ばぬ先のつえとして、使わなければ幸いです。幸いのことを想定して、安心・安全の社会にしていっていただけないでしょうか。私たちも心して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 市長、設備の関係はどうか。

○市長（服部彰文君） 山口議員にお答え申し上げます。

今回、東日本大震災で私たちは数多くのことを教訓として学び、それぞれの自治体としてやれることを一つ一つ積み上げていき、安心・安全なまちづくりにしていかなきゃならないというのは全く皆さんと同様だと思っておるところでございます。きのうの答弁でもお話をさせていただきました小・中学校における耐震化の問題につきましては、昨年度までにすべて完了することができました。これも、国の支援並びに議会の皆様の御支援のたまものだろ

うと思っておるところでございます。今回の震災において、大きな事故につながっているのは、いわゆる避難場所としていく施設の天井の落下でございます。天井の落下ということに対しては、来年度からしっかりと予算を立て、一つ一つその施設の改修をしていきたいと思っておるわけでございます。

その中での空調設備の問題でございますけれども、当初の目的のスポーツ施設というような状況では、空調施設がほとんどの施設で弥富市は設置してございません。そうした中では今後検討材料ではあるわけでございますけれども、多額の経費が必要であることも御承知のとおりでございます。スポット的な空調設備というようなことは考えられるわけでございますけれども、まずはその建物の安全というものを総合的に考えていきたいということが優先順位としてございますので、御理解もいただきたい。

また、温度計の設置という御提案がございましたけれども、これにつきましては早急にできることだと思っておりますので、実施してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、それぞれの施設の安心・安全という中で、市民の皆様に使っていただくために総点検をしていきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） いい御答弁をいただきましてありがとうございます。私たちも、これから体育館も使ったり、社教センター、いろいろ使ったりすると思います。それを、担架があるところとかを見ながら、これから私たちもみんなと一緒に明るい安全なまちをつくっていききたいと思います。ありがとうございました。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶